

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	三三
○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則	三三
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三
告 示	三三
○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	三四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三四
○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	三四
○県営土地改良事業の異種目換地指定の件	三四
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三四
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三四
○保安林の指定施業要件を変更する件	三四
○道路の供用を開始する件	三四
公 告	三四
○県営土地改良事業の工事が完了した件	三四
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三四
○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件	三四

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号中「公立病院改革プラン（以下単に「公立病院改革プラン」という。）を「新公立病院改革プラン（平成二十七年三月三十一日付け総務省自治財政局長通知による新たな公立病院改革ガイドラインに基づいて策定された公立病院改革プラン。以下「新公立病院改革プラン」という。）に、「当該公立病院改革プラン」を「当該新公立病院改革プラン」に改める。

別表第二公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項第三号の次に次の一号を加える。

四 平成二十七年年度の財政力指数が〇・五以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村（特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。）

ア 昭和四十五年の国勢調査の結果による人口と平成二十七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率（以下この号において単に「人口減少率」という。）が〇・三二以上〇・三二未満であること。

イ 人口減少率が〇・二六以上〇・二七未満であり、かつ、平成二十七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・三五以上であること。

ウ 人口減少率が〇・二六以上〇・二七未満であり、かつ、平成二十七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一一以下であること。

エ 平成二年の国勢調査の結果による人口と平成二十七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率が〇・二以上〇・二一未満であること。

別表第二財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号中「公立病院改革プラン」を「新公立病院改革プラン」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第二号第一項の財政健全化事業枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第一条に規定する資金については、なお従前の例による。

（市町村財政課）

福島県規則第五十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行仙台東支店の項の次に次のように加える。

株式会社 東邦銀行仙台東支店	宮城県仙台市泉区	県収入金の収納及び支 払
-------------------	----------	-----------------

附 則

この規則は、平成二十九年六月二十八日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百四十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めするため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市小名浜字古湊二十八番地

株式会社酢屋商店
代表取締役 野崎 哲

同 市小名浜字古湊百十三番地

小野 昌勝

同 市小名浜岡小名三丁目五番地の十五

目澤 國雄

2 加入区
小名浜加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
小名浜機船底曳網漁業協同組合

福島県旋網漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月四日まで

2 縦覧の場所

いわき市小名浜字辰巳町四十一番地 小名浜機船底曳網漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から平成二十九年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月九日認可した。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八十条第一項の規定により、駒形土地改良区が駒形地区維持管理事業計画に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十一日から

同 年七月十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

喜多方市役所及び湯川村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業真野地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地の表示

南相馬市鹿島区鳥崎字大迫二一九番地一

同 市鹿島区鳥崎字大迫二二四番地

同 市鹿島区江垂字柚原一三七番地二

同 市鹿島区大内字関根一七七番地一

同 市鹿島区大内字関根一七七番地二

(農地管理課)

福島県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡只見町大字大倉字唐沢山一三三〇の一から一三三〇の一〇まで、一三三〇の一二から一三三〇の二五まで、一三五八の一、一三五八の四から一三五八の二二まで、字余名沢入一三八六の四一から一三八六の四三まで、一三八六の五一から一三八六の五九まで、一三八六の八六から一三八六の九三まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年六月二十日

のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市勿来町関田障子川二八の一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市勿来町関田障子川二五の三(次の図に示す部分に限る。)、二五の二、須賀一の一〇(次の図に示す部分に限る。)、一の一五、一の一三五、小浜町台一六六、二二七、二四六、二四七、二五二の一、二五二の二、渚三二八(次の図に示す部分に限る。)、五二、五三、三二四、三二五、東ノ作三二、錦町東原八八

保安林として指定された目的
潮害の防備

変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江国見線	伊達市梁川町大字八筋一一七番一 地先から 同 市梁川町大字大館五番一地先 まで	平成二十九年六月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、坂本地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業の工事は、平成二十九年三月三十日完了したので公告する。
平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第四百四十六号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第四項の規定により、双葉町復興整備計画に双葉都市計画の変更に係る双葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十九年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 双葉都市計画道路

2 名称 三・五・六号長塚中野復興シンボルロード

二 都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡双葉町のうち大字長塚字原田、字越田、字町西、字町、字町東、字観音堂

及び字谷沢町の各一部の区域並びに大字中野字深町、字館ノ内、字塚ノ前、字竹ノ

花、字堂ノ前、字高田、字谷地前及び字羽山前の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び双葉町建設課

2 縦覧期間

平成二十九年六月二十日から同年七月四日まで

四 その他

双葉都市計画道路を変更する案について、双葉町の住民及び利害関係人は、東日本

大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した

意見書を福島県相双建設事務所長又は双葉町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間

内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)